

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 6 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700029 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700011 号

## 第1 結論

昭和 60 年\*月から昭和 62 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年\*月から昭和 62 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 60 年\*月頃、父親が、A 市役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料の納付（納付場所、納付方法等）については聞いていないが、当該期間の保険料を納付してくれていたと母親から聞いているにもかかわらず、当該期間が未納の記録となっている。

兄も私と同様に 20 歳から国民年金に加入し、父親が兄弟二人の国民年金保険料を納付してくれていたと思うとしており、兄によると、請求期間の一部に納付記録があるとのことだったので、私のみ請求期間が未納となっていることは考え難い。

調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が 20 歳（昭和 60 年\*月）になった頃、父親が、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする父親は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続きをしたと聞いたとする請求者の母親に聴取したものの、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付（納付場所、納付方法等）については聞いていない旨陳述している。

さらに、請求者が所持する年金手帳において、請求者の国民年金手帳記号番号の記載がない上、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、昭和 62 年 10 月 12 日に取得した厚生年金保険の年金手帳記号番号を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番され、平成 15 年 1 月 27 日に当該基礎年金番号により、遡って請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理が

行われたことが確認できることから、当該処理が行われるまで、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間当時において請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求者が、自身と同様に、20歳になったときに国民年金に加入し、父親が国民年金保険料を納付していたと主張している請求者の兄は、オンライン記録によると、請求期間の一部に納付済みの記録があるものの、20歳から国民年金に加入していた記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。